

【各国議会】 日本関係情報

【アメリカ】 尖閣諸島に関する国務次官補及び国防次官補の公聴会発言

2015年5月13日、上院外交委員会は「東シナ海と南シナ海における米国の国益を保護する (Safeguarding American Interests in the East and South China Seas)」と題する公聴会を開催し、ダニエル・ラッセル (Daniel Russel) 国務次官補とデヴィッド・シアー (David Shear) 国防次官補を招致した。両者はこの公聴会で、日本での関心の高い東シナ海の尖閣諸島の問題についても言及している。まずラッセル国務次官補は「主権に関して対立し合う主張が存在しながらも、1972年の沖縄返還以後、日本は尖閣諸島を施政権下に置いており、同諸島は日米安全保障条約の第5条の適用対象に含まれる」との点を確認している。また同国務次官補は「船舶や航空機が尖閣諸島へ接近した際は、偶発的な事故のリスクを軽減するために最大限の注意が必要」とも指摘している。更に同国務次官補は「我々は東シナ海で緊張を高めるあらゆる行動に対して強く自制を求め、かつ平和的手段や外交交渉の活用を促進する」と述べた上で、日中間の高官級協議と危機管理メカニズムに関する協議の双方の再開に対して歓迎する姿勢を表明している。そしてこのような協議が東シナ海における平和で安定した環境の醸成につながる可能性へと展望も示している。

続いてシアー国防次官補は、中国が軍事的・準軍事的プレゼンスの維持と新たな防空識別圏 (Air Defense Identification Zone: ADIZ) の宣言 (2013年11月) を通して尖閣諸島に関する日本の施政権に挑戦しているとの見方を示している。これに対して、尖閣諸島が日米安全保障条約の第5条の適用対象に含まれるとの見解が、オバマ大統領・カーター国防長官・ケリー国務長官といった現政権の指導者の間で幅広く共有されていることを指摘している。そして「我々は主権の問題に関して特定の立場をとらないが、尖閣諸島が日本の施政権下にあるとの点についてはこれまでも今後も変わらず明確であり、日本の施政権の弱体化を試みるあらゆる一方的な行動に対して反対し続けていく」と主張している。

- ・ <http://www.foreign.senate.gov/hearings/safeguarding-american-interests-in-the-east-and-south-china-seas>
- ・ http://www.foreign.senate.gov/imo/media/doc/051315_REVISED_Russel_Testimony.pdf
- ・ http://www.foreign.senate.gov/imo/media/doc/051315_Shear_Testimony.pdf

【韓国】 対日抗争期強制動員委員会の存続期間延長

2015年6月25日、国会本会議において、日本統治期における強制動員被害者に対する慰労金及び支援金支給申請の未処理分を処理するため、国務総理の下におかれた対日抗争期強制動員被害調査及び国外強制動員犠牲者等支援委員会（以下「委員会」）の存続期間を2015年12月31日まで6か月延長する同意案が可決された。

委員会は、「対日抗争期強制動員被害調査及び国外強制動員犠牲者等の支援に関する特別法」(2010年3月制定。以下「特別法」) の規定により設置された政府委員会であり、1938年4月1日から1945年8月15日までの間に国外に動員された軍人、公務員、労務者、慰安婦等に関する真相調査及び被害調査を通じ、犠牲者及び遺族を確認し、決定し、日本等の海外に散在する遺骨を収集する一方、委員会が認定した犠牲者及び遺族に人道的観点からの慰労金等を支給する業務等を所管している。

委員会の存続期間延長は、今回で5回目であり、前身の委員会も含めれば8回目となる。特別法第19条第1項には、「委員会の業務を完了することが困難な場合には、国会の同意

を得て、6 か月以内の範囲において 1 回に限り、存続期間を延長することができる」との規定があり、今回の延長同意案は、この規定に基づいて韓国政府が提出したものである。

延長同意案は、2015 年 4 月 29 日に提出された後、既に延長を想定した予算措置がなされていたこともあり、特に異論が出ることなく、同年 6 月 25 日に安全行政委員会を通過し、同日、本会議で可決された。

・ http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_E1N5W0J4L2D9D1Q7S2E9E0E6B6Y0L8

【中国】 安全保障関連法案の衆議院通過

2015 年 7 月 16 日、集団的自衛権の行使容認を含む安全保障関連法案がこの日衆議院を通過したことについて、楊潔篪・国務委員（副首相級、外交担当）は、北京で行われた谷内正太郎・国家安全保障局長との会談において、次のように中国側の懸念を表明した。

「歴史的な原因により、日本の軍事・安全保障の動向は、常にアジアの隣国と国際社会から注視されている。日本の衆議院が新安全保障法案を可決したことは、第二次世界大戦後の日本が軍事・安全保障領域において今までにとることのなかった行動である。国際社会が平和を求め、発展を目指し、協力を促進し、ウィンウィンの関係を模索している時代背景の下で、日本が軍事力強化を加速し、軍事・安全保障政策を大幅に変更することは、今の時代の潮流と世界の大勢に合致しないものであり、周辺国家と国際社会に日本が専守防衛政策を放棄しようとしているのではないかという疑念や疑問を抱かせることがあってはならない。

今年は中国人民抗日戦争及び世界反ファシズム戦争勝利 70 周年であり、世界の人民が歴史を心に刻み平和を願うこの時期に、我々は日本側に対し、歴史の教訓を適切にくみ取り、平和的発展の道を歩み続け、安全保障に対するアジアの隣国の重大な関心を尊重し、地域の平和と安定のためにならないことを行わないよう促したい。」

・ http://www.mfa.gov.cn/mfa_chn/zyxw_602251/t1281917.shtml